

令和6年度 第1回甲賀市少年センター協議会 次第

日時:令和6年(2024年)6月24日(月)

14:00~15:30

場所:甲賀市西部コミュニティーセンター
“みなくるプラザ” 鹿深ホール

1. 開 会

- ・ 市民憲章唱和

2. 委嘱状交付

3. あいさつ

4. 委員自己紹介

- ・ 甲賀市少年センター協議会委員名簿 .. 資料1

5. 附属機関会議の公開等に関する指針確認事項について

- ・ 甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針.. 資料2

6. 役員選出

7. 議事

- (1) 令和5年度甲賀市少年センター活動状況について..資料3
- (2) 令和6年度甲賀市少年センター活動計画について..資料4

8. 報告

- (1) 甲賀警察署管内の状況
- (2) 甲賀公共職業安定所管内の就労状況

9. 意見交換

10. その他

11. 閉会

[添付資料]

- ・ 甲賀市少年センター条例..資料5
- ・ 甲賀市少年センター条例施行規則..資料6
- ・ 甲賀市少年センターだより 令和6年度第1号

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に

あなたも仲間

いろどる山河と

生きいき文化

こぼれる笑顔に

充てる安心

うみだす活力

受けつぐ伝統

かがやく未来に

鹿深の夢を

資料 1

甲賀市少年センター協議会委員名簿

任期：R5.10.1～R7.9.30

(順不同・敬称略)

No.	機 関 名	氏 名	委嘱日	備考
1	甲賀警察署生活安全課	杉橋 学	R6.4.1	人事異動による変更
2	甲賀市保護司会	廣瀬 喜樹	R5.10.1	
3	甲賀市民生委員児童委員協議会連合会	瀧井ちづる	R5.10.1	
4	甲賀地区更生保護女性会	渡邊 満栄	R6.5.23	役員改選による変更
5	甲賀市少年補導(委)員会	中井 徳昭	R6.4.1	役員改選による変更
6	甲賀市青少年育成市民会議	中井れい子	R5.10.1	
7	甲賀市P T A連絡協議会	戒脇 浩	R5.10.1	R6 役員未定
8	甲賀市小学校校長会 (柏木小学校)	松永 大樹	R6.4.1	人事異動による変更
9	甲賀市中学校校長会 (城山中学校)	桑原 章哲	R6.4.1	人事異動による変更
10	甲賀地区高等学校等生徒指導連絡協議会 (滋賀県立水口東高等学校)	太田 義人	R6.4.1	人事異動による変更
11	甲賀公共職業安定所	桑原 真名美	R5.10.1	変更なし確認済
12	市民環境部生活環境課	方山 淳	R6.4.1	人事異動による変更
13	健康福祉部家庭児童相談室	田口 真理	R6.4.1	人事異動による変更
14	こども政策部発達支援課	福田 かおり	R5.10.1	
15	教育委員会事務局学校教育課	松岡 和子	R5.10.1	

甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき設置される附属機関の会議（以下「会議」という。）の公開等に関し、会議の公正性の確保と透明性の向上を図ると共に、広く情報を公開することにより市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図り、公正な市政の推進に資することを目的として、法令等（条例及び規則を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、会議の公開等に関し基本的な事項等を定めるものとする。

(附属機関の範囲)

第2条 前条に規定する附属機関の範囲は、法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところによる市の執行機関が設置する附属機関とする。ただし、次条及び第4条において、全部非公開とする会議の附属機関は、この限りでない。

(会議の公開の基準)

第3条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 非公開とすることについて法令等に規定されている場合
- (2) 甲賀市情報公開条例（平成16年甲賀市条例第15号。以下「公開条例」という。）第6条各号に定める非公開情報に関し審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定に基づき、附属機関の長（以下「会長等」という。）が当該附属機関に諮って行うものとする。ただし、前条の規定により明らかに非公開とすべきものについては、附属機関を所管する所属の長が、会長等の意見を聴く等の方法により、非公開を決定することができるものとする。

2 附属機関は、会議の非公開を決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

(公開の方法等)

第5条 会議の公開の方法等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 会議を公開する場合、附属機関は傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 傍聴者の定員は5人以上とする。ただし、会場の規模等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- (4) 傍聴の受付は、原則として当日、先着順により行うものとする。ただし、多数の傍聴希望者が見込まれる場合等は、この限りでない。
- (5) 傍聴者に対しては、会議資料（公開条例第6条各号の規定に該当する情報が記載されているものを除く。）を配付し、又は閲覧に供するものとする。
- (6) 会長等は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

（会議の傍聴）

第6条 会議の傍聴は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次のアからカまでのいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

ア 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

イ 酒気を帯びていると認められる者

ウ 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者

エ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等の意思を表示するものを携帯している者

オ 笛、太鼓、その他の楽器の類又はラジオ、拡声器その他の音響装置等の大きな音のするものを携帯する者

カ アからオまでに定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

- (2) 会長等は、傍聴者に対し次に掲げる事項を遵守させ、静穏に傍聴するよう求め、会議の公正かつ円滑な運営に努めるものとする。

ア 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、会長等の許可を得た場合は、この限りでない。

イ 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。

ウ 大きな声、音を発する等騒ぎ立てないこと。

エ みだりに席を離れ、又は不体裁な行動をしないこと。

オ 飲食又は喫煙しないこと。

カ 携帯電話等の通信機器の使用（着信音を発することを含む。）をしないこと。

キ アからカまでに定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(3) 会長等は、会議を非公開とする決定をするときは、傍聴者に対し、速やかに退場するよう指示しなければならない。

(4) 傍聴者がこの指針に定める事項に違反する場合は、会長等がこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

(会議開催の周知)

第7条 附属機関は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の7日前までに、次に掲げる会議の開催案内（様式第1号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 議題

(5) 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）

(6) 傍聴者の定員

(7) 傍聴手続

(8) 問い合わせ先

(9) その他必要な事項

(会議録の作成及び会議結果の公表)

第8条 附属機関は会議録を作成し、会議開催後概ね1月以内に、次に掲げる会議の概要報告（様式第2号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により

公表するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）
- (6) 出席者
- (7) 傍聴者数
- (8) 会議資料
- (9) 議事の結果概要
- (10) その他必要な事項

2 第3条ただし書により会議の全部又は一部を非公開とした場合の当該会議の開催結果の公表に当たっては、当該非公開情報が明らかとならないよう、議題及び議事の概要の記載方法並びに会議資料に十分配慮したうえで可能な範囲の情報を公表するよう努めるものとする。

(その他)

第9条 会議の公開等について市民等から意見の申出があった場合は、当該附属機関を所管する所属において適切に対応するものとする。

(委任)

第10条 この指針に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、各附属機関が定める。

付 則

この指針は、平成26年4月1日から施行する。ただし、この指針の施行後、最初に行われる会議については、この指針は適用しない。

様式第1号（第7条関係）

会議の開催案内	
1. 会議の名称	
2. 開催日時	年 月 日 () 時 分から
3. 開催場所	
4. 議題	
5. 公開又は非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 (一部公開・非公開の理由)
6. 傍聴者の定員	人
7. 傍聴手続	
8. 問い合わせ先	
9. その他	

様式第2号（第8条関係）

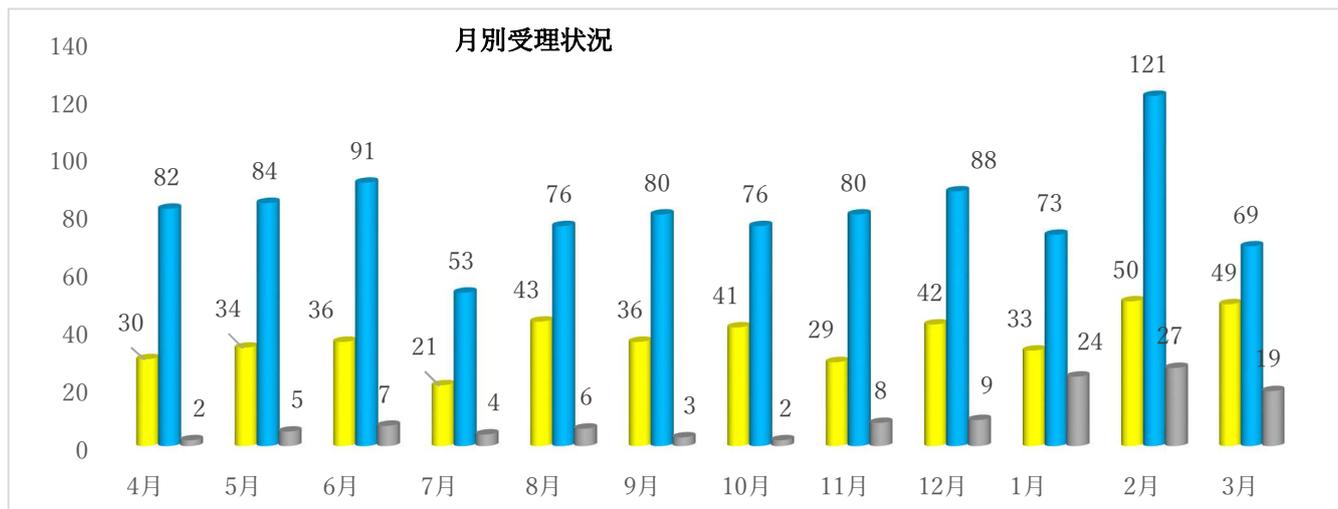
会議の概要報告	
1. 会議の名称	
2. 開催日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
3. 開催場所	
4. 議題	
5. 公開又は非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 (一部公開・非公開の理由)
6. 出席者	
7. 傍聴者数	人
8. 会議資料	
9. 議事の結果概要	
10. その他	

令和5年度 甲賀市少年センター活動状況

(1) 少年相談活動

困りごとの電話や来所相談を受け、状況や本人・家族等の要望に応じて、個別面談を継続した支援を行っています。また、必要に応じて関係機関等へつなぎ連携することで、利用者が複数の支援機関を利用する際の負担を減らし、幅広い見立てや支援を行うようにしています。

●受理状況相談件数延べ1,533件（前年度 延べ1,320件）



月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
面談等	30	34	36	21	43	36	41	29	42	33	50	49	444
電話	82	84	91	53	76	80	76	80	88	73	121	69	973
メール	2	5	7	4	6	3	2	8	9	24	27	19	116
小計	114	123	134	78	125	119	119	117	139	130	198	137	1,533

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計	
相談者	本人	15	18	27	21	36	22	23	12	11	16	19	240	
	家庭	27	26	26	19	28	33	26	35	34	53	64	411	
	学校	35	31	37	18	27	23	40	37	57	27	83	453	
	他機関等	37	48	44	20	34	41	30	33	37	34	32	39	429
対象少年	小学生	7	12	18	7	5	4	8	21	26	14	18	155	
	中学生	45	39	23	22	31	49	63	62	78	43	101	611	
	高校生	13	10	40	24	25	18	9	6	1	0	13	173	
	学生その他	15	6	5	6	13	20	17	17	11	41	42	34	227
	有職少年	22	41	24	16	47	26	16	8	13	23	18	7	261
	無職少年	12	15	24	3	4	2	6	3	10	9	6	12	106

※令和5年度の甲賀市少年センターの相談件数は、1,533件、令和4年度は1,320件で213件の増加になりました。対象少年別では、高校生や有職少年は減少しましたが、低年齢化になり小学生以下155人(前年同時期93人)に対する相談が1.6倍、中学生611人(前年同時期258人)約2.4倍になりました。

※行為別相談内容

非行相談															
類型 年度	盗癖 窃盗	暴力 行為	校内 暴力	家庭内 暴力	たかり 恐喝	薬物 乱用	飲酒	喫煙	家出	無断 外泊	深夜 はいかい	金銭 乱費	道交法 違反	怠学	累計
R 5	39	51	79	21	4	16	5	7	55	9	5	7	2	0	300
R 4	15	12	36	18	11	1	0	0	3	0	0	24	1	0	121
増減	24	39	43	3	△7	15	5	7	52	9	5	△17	1	0	179

※「道交法違反」・暴走行為をする者と行動を共にする行為に関する相談も含まれます。

非行相談以外の相談															
類型 年度	不登校	学校 学業	就職 仕事	家庭	しつけ 生活	交友	性	発達 障害	心の病	健康 身体	いじめ	虐待	有害 環境	その他	累計
R 5	153	83	31	21	731	42	18	2	0	0	109	28	4	11	1,233
R 4	66	149	49	29	804	31	3	1	23	9	10	12	2	11	1,199
増減	87	△66	△18	△8	△73	11	15	1	△23	△9	99	16	2	0	34

※「しつけ・生活」・・・保護者等のしつけ・生活行動に関する相談(生活改善支援等含む)をいいます。

相談内容の「非行相談」に関し、本年度300件(前年同時期121件、約2.4倍)と急増しました。中でも友人・知人間の暴力行為や、校内暴力・家庭内暴力などの「粗暴行為」、「家出」などが大きく増加しています。

「家出」などについてはSNSを通じて犯罪に巻き込まれるなど、新たな問題となっているところですし、薬物乱用は令和4年度が1件であったところ、令和5年度は16件と大幅に増加し、その大半が「大麻がらみ」となっているなど、薬物乱用が大変危惧されるところです。

「非行相談以外」では、「不登校」が153件(前年同時期66件)2.3倍、「虐待」28件(前年同時期12件)2.3倍、「いじめ」に関しては109件(前年同時期10件)10.9倍、性に関する相談は18件(前年同時期3件)で6倍と大きく増加しています。複雑化・複合化した新たな課題への適切な対応(支援)が必要になり、関係機関との連携を強化していく必要があります。

【無職少年等非行防止対策の趣旨】

規範意識の低下や複雑な家庭事情からくる生活の乱れなどから安易に非行に走る少年が後を絶たず、就学・就職などができず社会生活からドロップアウトした無職状態の少年が、誰からも支援を受けないまま非行に走る実状があります。このような実情から、無職少年の実態を把握するとともに、適切な就労・就学の助言・指導等自立更生への支援などの継続指導を行うことにより、規範意識、勤労意欲を高揚し、もって非行防止と健全育成を図っています。

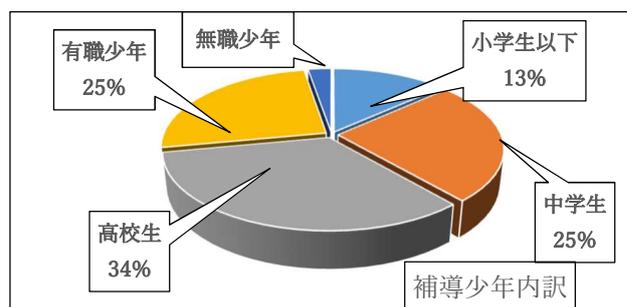
●R5後期実績から抜粋

■指導対象少年(うち女子)		※高校生等バイト含む			
25(5)人	内	年齢	15歳：4人 16歳：5(2)人 17歳：5人 18歳：4(1)人 19歳：3(1)人 20歳以上：4(1)人		
		[端緒種別]			
	訳	前期からの継続指導少年	20(5)人	犯罪：9人 不良行為：5人 その他：6人	
		補導活動	犯罪少年	7()人	粗暴：2人 窃盗：3人 知能：2人
			ぐ犯少年	1()人	不良交友：1人
			不良行為少年	2(1)人	その他：2人
相談活動	1(1)人	その他：1人			

	他機関からの引継・依頼	10(2)人	犯罪：3人 不良行為：5人 その他：2人
	[退学職別]		
	退学者・事由	10(2)人	経済家庭的理由：1人 問題行動：4人 進路変更：3(1)人 その他：2(1)人
	退職者・事由	4(1)人	問題勧告：2人 その他2(1)人
	進学・就職歴なし	11(2)人	
■継続指導状況			
25(5)人	指導打ち切り	6(1)人	事由 就学：3人 転出：2(1)人 指導不適当事由：1人
	次期継続指導	19(4)人	指導歴 継続半年未満：7人 継続1年未満：4(2)人 継続1年以上：8(2)人
■継続指導少年の就職就学状況(延べ数)			
就職	7(2)人	内訳	小売り・卸売り：1人 建設業：3人 飲食店関係：1(1)人 その他：2(1)人
就学	8(2)人		高校：7(2)人 その他：1人
■短期間での退職学事由・就労期間(指導により就職したが短期間で退職学、再指導した者)延べ数			
3(1)人	1か月未満：1(1)人 6か月未満：2(1)人	事由	退職勧告：1人 その他：2(2)人

(2) 街頭補導活動

年度	巡回補導延べ回数 (補導委員会活動含む)	活動 延べ人数	補導少年
R5	145回	940人	75人
R4	145回	593人	51人



※合同街頭補導(少年補導委員会・関係機関等)については、今年度も現地集合、現地解散としました。

(3) 環境浄化活動

- ・活動内容・立入調査延べ24回、人員延べ72人、立入先延べ213店舗
- ・情報、資料の収集及び報告件数・包括指定該当図書購入19冊、異動報告書(閉店・開店)4件
- ・対象店舗への指導件数・陳列方法指導延べ21件
- ・効果および評価・ほとんどの図書等の販売店では、ビニール包装・紐かけ等の陳列配慮がされ、刃物類等に関しても年齢確認等、全般に条例の趣旨に基づく協力が得られ、調査がスムーズに実施できました。しかし、年齢確認がタッチパネル等での自己申告の店舗数が大幅に増加していることから、少年に対するタバコ・アルコール類等の販売規制の考え方に弱い店舗が一部に認められたことから、再度、条例の趣旨を理解していただき、年齢確認の徹底についての協力を求めました。また、今年度は新たにオーバードーズ(薬を使うときの一回あたりの用量が過剰であること、または薬物の過剰摂取に及ぶ行為)等、ドラッグストア等の調査の対象店舗が増加しました。

(4) 街頭啓発活動等

- ・「少年センターだより」・・・「音声放送番組」隔月(6回実施) (株)あいコムこうか第二月曜日 18:00
「広報紙」年間5回発行
- ・「薬物乱用防止教室」・・・小学校(5・6年生、保護者)19校(18回実施)、中学校1校
- ・「地域ふれあい事業」・・・中学生と補導委員会とコラボ(啓発しおり作成)
- ・「街頭啓発活動」・・・7/7「七夕まつり」会場 7/29「甲賀流にんにん大花火」会場
12/1「歳末特別警戒にかかる街頭啓発」量販店等
- ・「甲賀市20歳のつどい」式典手提げ紙袋配布・・・薬乱防止メッセージ印刷

(5) その他各種会議・研修会・学校等情報交換等

月	事業内容	場所(件数)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・11日(火)18:30 甲賀市少年補導委員会第1回定例幹事会 ・12日(水)14:00 県青少年補導センター連絡協議会総会・研修会 ・13日(木)10:00 甲賀保護区保護司会総会 ・18日(火)19:30 少年補導委員会地区別委員会 ・19日(水)14:00 少年センター・あすくる等職員合同研修会 ・22日(土)9:30 甲賀市少年補導(委)員功労者表彰式ならびに総会・研修会 ・24日(月)14:00 学んでいコウカ学習支援代表者会議 ・25日(火)19:30 少年補導委員会地区別委員会 ・関係機関等情報交換(市教委、県SST等) 	鹿深ホール 大津市 甲南公民館 土山中央公民館 滋賀県庁 碧水ホール 甲賀市役所 信楽中央公民館 少年センター(12)
5	<ul style="list-style-type: none"> ・11日(木)20:00 少年補導委員会地区別委員会 ・12日(金)19:30 少年補導委員会地区別委員会 ・16日(火)13:50 きぶかわっこはぐくみネットワーク ・18日(木)14:00 立入調査員研修会 ・19日(金)13:00 滋賀県青少年育成団体関係者等交流研修会 ・19日(金)16:00 重層的支援会議 ・29日(月)14:00 「学んでいコウカ」各教室主任サポーター打合せ会 ・31日(水)10:00 「社会を明るくする運動」推進委員会 ・学校等訪問(情報交換) ・関係機関等情報交換(発達支援課、保護司、市教委・家児相等) 	かふか生涯学習館 鹿深ホール 貴生川小学校 滋賀県庁 滋賀県庁 こどもの居場所「ばあちゃんち」 甲賀市役所 甲賀市役所 市内外小・中・高等(20) 少年センター(11)
6	<ul style="list-style-type: none"> ・4日(日)10:00 甲賀市少年補導委員研修会 ・7日(水)13:30 県青少年補導センター連絡協議会所長会 ・14日(水)13:30 無職少年対策指導員研修会 ・15日(木)20:00 甲賀地区少年補導委員会 ・18日(日)10:30 甲賀市あんぜんあんしんなまちづくり市民会議 ・20日(火)14:00 甲賀地区高等学校等生徒指導連絡協議会 ・28日(水)13:30 子ども家庭支援ネットワーク協議会代表者会議 ・29日(木)16:30 ケース会議 ・30日(金)15:30 第1回甲賀・湖南中高生徒指導連絡協議会 	碧水ホール 大津市 能登川地域CC かふか生涯学習館 甲賀市役所 石部高等学校 まるーむ 市内中学校 甲賀中学校

月	事業内容	場所(件数)
6	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等訪問(情報交換) ・関係機関等情報交換(保護司、家児相、県 SST、生活支援課等) 	市内外小・中・高(21) 少年センター(19)
7	<ul style="list-style-type: none"> ・3日(月)15:30 社明運動大臣メッセージ伝達式 ・4日(火)13:30 非行防止・環境浄化対策連絡会議 ・4日(火)18:30 甲賀市少年補導委員会第2回定例幹事会 ・21日(金)14:00 甲賀市・日野町・湖南省少年センター合同会議 ・24日(月)14:00 南部・甲賀青少年育成連絡協議会 ・30日(日)13:30 「社会を明るくする運動」ケース研究会講演 ・学校等訪問(情報交換) ・関係機関等情報交換(県 SSW、生活支援課、中央児相、企業等) 	甲賀市役所 滋賀県庁 鹿深ホール 湖南省石部まちづくり C 甲賀健康福祉事務所 土山中央公民館 市内小・中(4) 少年センター(8)
8	<ul style="list-style-type: none"> ・2日(水)13:30 県青少年補導センター連絡協議会所長会 ・3日(木)13:30 ケース会議 ・学校等訪問(情報交換) ・関係機関等情報交換(市教委・家児相、保護司、SST 等) 	草津市 甲賀市役所 市内中・高(2) 少年センター(9)
9	<ul style="list-style-type: none"> ・5日(火)18:30 甲賀市少年補導委員会第3回定例幹事会 ・23日(土)13:00 県青少年補導センター連絡協議会研修大会 ・25日(月)14:00 学んでいコウカ代表者会議 ・26日(火)14:00 第3回甲賀地区生徒指導連絡協議会 ・関係機関等情報交換(保護司、市教委・家児相等) 	鹿深ホール 栗東芸術文化会館さきら 甲賀市役所 石部高等学校 少年センター(12)
10	<ul style="list-style-type: none"> ・2日(月)14:30 薬物乱用防止教室指導者講習会 ・4日(水)13:30 県青少年補導センター連絡協議会所長会 ・7日(土)13:30 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり県民大会 ・17日(火)13:30 「甲賀保護区保護司会自主研修会」講演 ・25日(水)13:30 ひきこもりサポーター養成講座 ・27日(金)9:20 甲賀市少年補導委員管外研修 ・30日(月)15:30 甲賀湖南中高生徒指導連絡協議会 ・学校訪問(情報交換) ・関係機関等情報交換(市家児相・生活支援課、市教委等) 	滋賀県庁 長浜市 あいこうか市民ホール 甲南公民館 男女共同参画センター 大津保護観察所 日枝中学校 市内小・中(2) 少年センター(14)
11	<ul style="list-style-type: none"> ・18日(土)13:30 甲賀地区更生保護女性会新会員研修会講演 ・24日(金)14:00 県青少年補導センター連絡協議会湖南ブロック研修会 ・28日(火)10:30 DV 等対応相談員研修 ・学校訪問(情報交換) ・関係機関等情報交換(学校、市家児相、県 SST、ばあちゃんち等) 	サントピア水口 キラリエ草津 滋賀県庁 市内小・中(3) 少年センター(8)
12	<ul style="list-style-type: none"> ・5日(火)18:30 甲賀市少年補導委員会第4回定例幹事会 ・6日(水)13:30 県青少年補導センター連絡協議会所長会 ・18日(月)10:00 DV 等対応相談員研修 ・学校訪問(情報交換) 	鹿深ホール 湖南省 滋賀県庁 市内小(3)・中(1)

月	事業内容	場所(件数)
12	・関係機関等情報交換(保護司、市教委・家児相、適応指導教室等)	少年センター(8)
1	・7日(日)14:00 甲賀市「20歳のつどい」式典 ・18日(木)14:00 子どもいじめ問題対策連絡協議会 ・18日(木)14:00 若者居場所対策会議 ・23日(火)14:00 第4回甲賀地区生徒指導連絡協議会	あいこうか市民ホール 甲賀市役所 甲賀市社会福祉協議会 石部高等学校
	・24日(水)16:00 ケース会議 ・25日(木)18:30 少年補導委員会次年度新役員選考委員会 ・学校訪問(情報交換) ・関係機関等情報交換(市教委・家児相、県 SST、保護司、学校等)	市内小学校 水口中央公民館 市内小・中(4) 少年センター(12)
2	・7日(水)13:30 県青少年補導センター連絡協議会所長会 ・27日(火)13:30 少年センター・あすくる職員等合同研修会 ・27日(火)16:30 ケース会議 ・29日(木)16:00 ケース会議 ・学校訪問(情報交換) ・関係機関等情報交換(保護司、小・中・高、市家児相等)	米原市 大津合同庁舎 市内中学校 市内小学校 市内小・中(9) 少年センター(13)
3	・1日(金)14:30 ケース会議 ・5日(火)18:30 甲賀市少年補導委員会第5回定例幹事会 ・7日(木)16:00 ケース会議 ・7日(木)16:10 ケース会議 ・8日(金)10:00 卒業式 ・11日(月)16:15 ケース会議 ・14日(木)15:30 ケース会議 ・19日(火)16:00 ケース会議 ・26日(火)16:00 ケース会議 ・学校訪問(情報交換) ・関係機関等情報交換(保護司、市家児相・生活支援課、学校、警察等)	市内小学校 鹿深ホール 市内中学校 甲賀市役所 向陽台水口キャンパス 甲賀市役所 市内中学校 市内中学校 市内中学校 市内小・中(4) 少年センター(11)

- ・前年度に引き続き学校等訪問を行うだけでなく、小・中・高校等の連絡会議で学校等との連携を密にしたほか、関係機関・団体等との連携強化にも努めました。その結果、学校からの相談が述べ453件で前年度(288件)の57%増、他機関等については延べ429件で前年度(254件)の69%増にもなりました。複雑と多様化している課題を解決するためにも、さらに様々な機関との連携の強化に努めていく必要があります。
- ・各種啓発活動や学校訪問活動等を通じ、支援を必要とする少年や家族、学校や福祉等から少年センターの認知度が増し、様々な機関から相談を受ける機会が増えてきています。
また、音声放送番組や市のホームページや広報誌を見て相談されるケースも多く、今年度は家庭からの相談件数が述べ441件で前年度(277件)の59%の増加となりました。これら後方媒体は今後も有効な手段として創意工夫しながら、活用しやすいものにしていきます。

令和6年(2024年)度 甲賀市少年センター事業計画

月	事業内容
4	<ul style="list-style-type: none"> 少年補導(委)員会第1回定例幹事会(地区事務局合同) 9日(火)18:30~ 水口中央公民館 県青少年補導センター連絡協議会総会・研修会 10日(水)14:00~草津市立教育研究所 少年補導(委)員会総会ならびに第1回研修会 27日(土)9:30~ 甲賀警察署 合同街頭補導 11日(木)18:30、19日(金)(水口曳山祭宵宮)19:30、25日(木)18:30
5	<ul style="list-style-type: none"> 県子ども・青少年局 立入調査員研修会 17日(金) 県庁 合同街頭補導 8日(水)18:30、17日(金)18:30、23日(木)15:30
6	<ul style="list-style-type: none"> 合同街頭補導 3日(月)18:30、21日(金)18:15、26日(水)15:30
7	<p>○「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」</p> <ul style="list-style-type: none"> 三センター(甲賀・湖南・日野)合同会議 5日(金)9:30 みなくるプラザ 少年補導(委)員会第2回定例幹事会 9日(火)18:30~ みなくるプラザ 少年補導委員会第2回研修会 9日(火)19:30~ みなくるプラザ 合同街頭補導 2日(火)18:30、7日(日)(矢川神社七夕まつり)18:30 啓発・19:30 巡回 11日(木)18:15、19日(金)18:30、20日(土)(しがらき火まつり)18:30 23日(火)(大原祇園宵宮)18:30、26日(金)(田村神社万灯祭)18:30、 27日(土)(甲賀流にんにん大花火)19:30 啓発・巡回
8	<ul style="list-style-type: none"> 合同街頭補導 5日(月)18:30、16日(金)(杣川夏まつり)19:30、20日(火)18:30 23日(金)18:30、29日(木)18:30
9	<ul style="list-style-type: none"> 少年補導(委)員会第3回定例幹事会 10日(火)18:30~ みなくるプラザ 管外研修会(第3回)・・下旬頃(実施場所未定) 県青少年補導センター連絡協議会研修大会 28日(土)「甲賀市話題提供」能登川コミュニティセンター 合同街頭補導 5日(木)18:30、20日(金)15:30、25日(水)18:30
10	<ul style="list-style-type: none"> 滋賀安全なまちづくり県民大会 日() 未定 合同街頭補導 8日(火)18:15、18日(金)18:30、30日(水)18:15
11	<p>○「滋賀県子ども・若者育成支援強調月間」</p> <ul style="list-style-type: none"> 県薬務課 薬物乱用防止教室指導者講習会(日時会場等未定) 湖南ブロック研修会「甲賀市担当」22日(金)みなくるプラザ 合同街頭補導 5日(火)18:30、15日(金)18:30、21日(木)18:15、27日(水)15:30
12	<ul style="list-style-type: none"> 少年補導(委)員会第4回定例幹事会 10日(火)18:30 みなくるプラザ 合同街頭補導 5日(木)18:30、12日(木)18:30、20日(月)15:30、25日(水)18:30
1	<ul style="list-style-type: none"> 合同街頭補導 17日(金)18:30、28日(火)18:15
2	<ul style="list-style-type: none"> 合同街頭補導 10日(月)18:15、18日(火)田村神社厄除大祭 15:00
3	<ul style="list-style-type: none"> 少年補導(委)員会第5回定例幹事会 4日(火)18:30~ みなくるプラザ 合同街頭補導 6日(木)15:30、21日(金)18:30
	<ul style="list-style-type: none"> 「少年センターだより」の発行・・ 随時 地区別補導委員会ならびに巡回パトロール等・・ 随時 薬物乱用防止教室、誘拐防止教室等・・ 随時 学校訪問(市内小中高・特別支援・通信制等)・・ 計画訪問(随時) 臨時役員会・・ 随時

○甲賀市少年センター条例施行規則

平成17年6月30日
教育委員会規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、甲賀市少年センター条例(平成17年甲賀市条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 甲賀市少年センター(以下「少年センター」という。)において所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 条例第3条に掲げる事業の企画実施に関すること。
- (2) 甲賀市少年センター協議会(以下「協議会」という。)に関すること。
- (3) 甲賀市少年補導委員(以下「少年補導委員」という。)に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 少年センターの管理に関すること。
- (6) 少年センターの庶務に関すること。

(協議会の会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の運営)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(相談業務)

第6条 条例第3条第2号に掲げる相談業務(以下「相談業務」という。)の時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 相談業務の休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和28年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

(少年補導委員)

第7条 少年センターに少年補導委員を置く。

2 少年補導委員は、教育委員会が委嘱する。

3 少年補導委員の定数は、79人以内とする。

4 少年補導委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の少年補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 少年補導委員は、再任することができる。

(少年補導委員の任務)

第8条 少年補導委員は、少年センターの事業目的達成のために次の任務を行う。

- (1) 少年の保護及び少年補導
- (2) 非行少年等の早期発見及び継続補導
- (3) 少年をめぐる有害環境の浄化
- (4) 非行防止のための地域社会に対する啓発
- (5) 非行防止対策に必要な地域団体との連携及び連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、少年の非行防止対策のために必要と認められる事項

(少年補導委員の服務)

第9条 少年補導委員は、その職務上知り得た事項については厳に秘密を保持しなければならない。

- 2 少年補導委員は、常に他の少年補導委員との連絡を密にし、知識の向上に努めなければならない。
- 3 少年補導委員が、補導活動その他任務に従事するときは、常に少年補導委員証(別記様式)を携帯しなければならない。

(専決事項)

第10条 所長は次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 少年センターの事業の企画実施に関すること。
- (2) 少年センターの管理、運営及び職員の服務に関する軽易な事項

(公印)

第11条 少年センターが使用する公印の名称、ひな形、寸法及び用途等は、次のとおりとし、所長がこれを保管する。

公印の名称	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	用途												
甲賀市少年センター 所長	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td>タ</td><td>少</td><td>甲</td></tr> <tr><td>丨</td><td>年</td><td>賀</td></tr> <tr><td>所</td><td>セ</td><td></td></tr> <tr><td>長</td><td>ン</td><td>市</td></tr> </table>	タ	少	甲	丨	年	賀	所	セ		長	ン	市	れい書	方21	所長名をもって発する文書用
タ	少	甲														
丨	年	賀														
所	セ															
長	ン	市														

- 2 公印の取扱いについては、[甲賀市公印規則\(平成16年甲賀市規則第10号\)](#)の規定を準用する。
(その他)

第12条 [この規則](#)に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

[この規則](#)は、平成17年7月1日から施行する。

付 則(平成18年教委規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第5条第4項の規定にかかわらず、少年補導委員の任期は、平成18年度の委嘱する者に限り平成18年6月1日から平成20年3月31日までとする。

付 則(平成26年教委規則第8号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

[別記様式\(第9条関係\)](#)

別記様式(第9条関係)
甲賀市少年補導委員証

(表面)

		第 号	
写真		甲賀市少年補導委員証	
氏名			
生年月日			
任期	年	月	日から
	年	月	日まで
	年	月	日交付
甲賀市教育委員会 印			

(裏面)

注意事項
1 本証は、甲賀市少年センター設置条例施行規則第9条第4項の規定に基づくものである。
2 本証は、少年補導委員が街頭補導等その任務に従事するときは、必ず携帯しなければならない。
3 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
4 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
5 退職その他の理由により少年補導委員としての身分を失ったときは、直ちに本証を返還しなければならない。



甲賀市水口町本丸 1-20 みなくるプラザ

TEL 0748-62-6010

FAX 0748-63-3977

メール k-syonen@city.koka.lg.jp



R6 (2024). 5月発行

居場所づくり

甲賀市少年センター 新しい施設に移転しました



水口西部コミュニティセンター
みなくるプラザ内

新施設へ移転



新緑がまぶしい季節となりました。平素は甲賀市少年センターの運営に際しまして、ご支援・ご協力をいただきありがとうございます。甲賀市少年センターは5月から水口西部コミュニティセンター“みなくるプラザ”内に移転しました。新しい場所での活動に今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

人とのつながり

さて、コロナ感染症が第5類に移行され5月8日で1年になりました。行動制限の法的根拠がなくなり人の動きは活発になりました。また、テレワークなどの働き方やオンライン授業など日常生活にも大きな変化が現れました。街頭補導をしても子どもたちの姿はほとんどみられません。コロナやSNS・ゲームなどの影響で屋外に出ることが少なくなり、人と会って話す機会が減り、人との付き合い方が変わってきています。来所する子どもの中には、顔を見たことがない相手と通話アプリで話をするを楽しみにしている子もいます。さらには新たな学びとしてメタバース(バーチャル)学校を出席扱いにしたり、マッチングアプリで人と人がつながったりして、新しい人とのつながり方のメリットとデメリットを考えながら生活していく必要ができました。

相談件数の増加

令和5年度末の甲賀市少年センターの相談件数は、1,533件、令和4年度は1,320件で213件の増加になりました。

対象少年別では、高校生や有職少年は減少しましたが、低年齢化が顕著になり小学生以下155人(前年同時期93人)に対する相談が1.6倍、中学生611人(前年同時期258人)約2.4倍になりました。また、相談内容の「非行相談」に関し、本年度300件(前年同時期121件、約2.4倍)と急増し、飲酒、深夜徘徊、喫煙、無断外泊は令和4年度の相談件数は0件でしたが、令和5年度には件数が増え、SNSを通じて犯罪に巻き込まれるなど新たな問題とな



っているところです。更に、薬物乱用は16件で市内でも有職・無職少年がらみの大麻使用等が噂されているなど、大変危惧するところです。

「非行相談以外」では、「不登校」が153件(前年同時期66件)2.3倍、「虐待」28件(前年同時期12件)2.3倍、「いじめ」に関しては109件(前年同時期10件)10.9倍、性に関する相談は18件(前年同時期3件)で6倍と大きく増加しています。複雑化・複合化した新たな課題への適切な対応(支援)が必要になり、関係機関との連携を強化していかなければなりません。



心から受けとめてもらえる

居場所

令和5年版の「犯罪白書特別調査」における「非行少年と生育環境」に着目したアンケートによると、家族との夕食の頻度を「ほぼ毎日」と回答した割合は少年院在院者は13.6%で、一般的な少年(58%)より大幅に低く、中学2年時に「学校の授業以外で勉強しなかった」と回答した割合は、一般的な少年が4.9%(内閣府調査)であるのに対して、少年院(49.2%)、保護観察(25.3%)と高い傾向がみられました。親の離婚や死亡、虐待など小児期に逆境を体験した少年も目立ちました。「家族から暴力をうけた」と答えた割合は少年院(61%)保護観察(17.5%)になりました。

夕食を家族と一緒に食べていなかった、暴力を受けていた、逆境に置かれていたなどの青少年がみんな非行や犯罪を起こすわけではありません。寂しさや苦しさなど本当の胸の内を聞いてもらえ、受け止めてくれる大人が一人でも存在し、彼・彼女たちの居場所があれば人生は変わっていたかもしれません。

そのような場所の一つとして甲賀市少年センターがあります。少年センターでは、相談者や課題のある(困っている)青少年に寄り添い、困っている子どもやそのご家族の役に立ちたいという思いで対応しています。未来を担っていく子ども、若者が日々の生活の中で幸せや豊かさを実感しながら心身ともに健やかに成長することは、私たちみんなの願いです。少年センターでは、一人ひとりがおかれている家庭環境や経済的な事情にも配慮し、寄り添い支える活動を進めたいと考えています。

今後とも少年補導(委)員様をはじめ学校、関係機関・団体、ボランティアの皆様方のご支援とご協力をお願いいたします。

困ったときは

ひとりで悩まないで 気軽にお電話を!

秘密厳守・無料

交友関係、生活、いじめ、家族、学業、不登校、就労など

相談日：平日のみ(9時00分~16時00分)

年末年始、土、日、祝日は休み

0748-62-6010 k-syonen@city.koka.lg.jp



令和6年度 甲賀警察署少年補導員ならびに甲賀市少年補導委員委嘱状交付式および表彰式 甲賀市少年補導(委)員会 総会・研修会



令和6年4月27日(土)に甲賀警察署 大会議室において、甲賀市少年補導(委)員会 総会・研修会を開催しました。総会では、令和6年度の事業計画と会計予算が承認されました。甲賀市の青少年の非行防止と健全育成に向けて、さらに充実した活動を展開していきたいと思ひます。

総会に先立ちまして、「甲賀市あんぜん・あしんなまちづくり市民会議」会長の甲賀市長 岩永裕貴様をはじめ来賓の方々のご臨席のもと、甲賀警察署長 筒居昭博様から委嘱状交付および永年勤続功労者表彰状が授与され、また、甲賀市教育委員会 立岡秀寿教育長から、長年ご活動いただきました退任者へ感謝状の贈呈がありました。

その後の研修会では、甲賀警察署生活安全課長 杉橋 学 様から「少年補導(委)員としての心構え」についてお話をしていただきました。子どもたちの実態と、補導委員として子どもとの関わり方について学ぶことができ、今後の活動に生かしていきたいと思ひます。



甲賀市少年補導委員会の主な活動

街頭補導活動

- 少年センターや甲賀警察署との合同街頭補導や祭礼、イベント等にあわせた補導活動
- 通学路巡回活動の実施

広報・啓発活動

- 街頭などで青少年の非行・犯罪被害防止に向けた広報・啓発活動
- オリジナルしおり等で非行防止の啓発活動の実施

研修活動

- 補導(委)員のスキルアップのため、関係機関訪問研修や研修会への参加
- 補導活動や薬物乱用防止教室実施のための講習会の開催

有害環境浄化活動

- センターが行う有害な図書・DVD等の取扱店の立入調査に随行して販売状況を確認
- 有害図書回収箱「通称白ポスト」の図書回収

各種防犯教室活動

- 市内の保育園や幼稚園、小学校を訪問して、誘拐防止教室や万引き防止教室および薬物乱用防止教室の開催

R5 少年センター相談受理状況

R5年4月～R6年3月末合計延べ1533件(R5年3月末まで1320件)
面談等444(425) 電話 973(840) メール116(55)

	内容	R6	R5	内容	R6	R5
		3月末	3月末		3月末	3月末
非 行 相 談	盗癖・窃盗	39	15	暴力行為	51	12
	校内暴力	79	36	家庭内暴力	21	18
	たかり・恐喝	4	11	薬物乱用	16	1
	飲酒	5	0	喫煙	7	0
	家出	55	3	無断外泊	9	0
	深夜徘徊	5	0	金銭乱用	7	24
	道路法違反	2	1			
非 行 相 談 以 外	不登校	153	66	学校・学業	83	149
	就職・仕事	31	49	家庭	21	29
	しつけ生活	731	804	交友	42	31
	性	18	3	発達障害	2	1
	心の病	0	23	健康・身体	0	9
	いじめ	109	10	虐待	28	12
	有害環境	4	2	その他	11	11

○相談者内訳

	本人	240	501	家庭	411	277
学校	453	288	職場	12	15	
関係機関	394	224	その他	23	15	

○相談対象少年内訳

	小学生以下	155	93	中学生	611	258
高校生	173	310	学生その他	227	168	
有職少年	261	378	無職少年	106	113	

令和6年度 甲賀市少年補導(委)員の紹介

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

甲賀警察署長および甲賀市教育委員会から委嘱を受けた少年補導(委)員のみなさまです。(敬称略)

水口	池本 壽志	石川 富美代	市川 康信	北出 孝子	北村 正之
	草間 行雄	黒田 義則	佐伯 千代	坂本 正太郎	杉本 義一
	瀬野 滋乃	中西 きよみ	長尾 修平	西村 智明	西村 久
	宝本 正樹	出口 雅之	林田 一子	藤村 和之	宮城 善美
土山	宮治 一八	山田 雅則	山本 敬次	吉田 泰啓	吉原 やす丞
	石岡 朋子	市井 妙子	井上 勝	古賀 誠	竹脇 理
	立岡 登喜夫	土山 定信	前田 恵子	前田 武広	安村 幸子
甲賀	東 斐彦	小川 浩美	河合 鉄久	川村 文江	瀬古 祐嗣
	瀬戸 加世	中井 徳昭	中本 博之	平田 昌規	藤江 慎二
	藤川 淳子	森田 秀次			
甲南	網 千鶴子	井澤 信行	奥村 享子	神田 剛史	北浦 紀道
	木村 圭一	倉田 啓介	杉庄 裕章	竹若 能子	谷 聡之
	中井 紀子	中野 照子	西宮 貴美江	西森 宏	堀 恵子
	山本 紀代子	山本 利次	渡邊 淳史		
信楽	植田 英朗	宇田 康介	大谷 真五	奥村 弘道	神山 智
	高岩 真介	高本 和昇	谷 弘樹	中井 れい子	中西 一詞
	吹田 聖介	福山 博士	藤原 也之亮	宮川 憲和	

役員 の 皆 様	会長：中井 徳昭	副会長：前田 武広	網 千鶴子
	監事：倉田 啓介	森田 秀次	
	水口地区幹事：藤村 和之	土山地区幹事：竹脇 理	
	甲賀地区幹事：森田 秀次	甲南地区幹事：倉田 啓介	
	信楽地区幹事：大谷 真五		(敬称略)